仕入控除税額報告書Ｑ＆Ａ（令和５年４月現在）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 項目 | 質問 | 回答 |
| １ | 消費税の申告義務がない | 報告書を提出する必要はありますか | 返還額０円でも報告書を提出する必要があります。 |
| ２ | 添付書類は何が必要ですか | 「報告書の積算の内訳書（様式：返還額が０円の場合）」を提出してください。 |
| ３ | 簡易課税方式で申告 | 報告書を提出する必要はありますか | 返還額０円でも報告書を提出する必要があります。 |
| ４ | 添付書類は何が必要ですか | 「報告書の積算の内訳書（様式：返還額が０円の場合）」と「確定申告書（第一表：簡易課税用）の写し」を提出してください。 |
| ５ | 第４号様式の記載方法 | 右上の日付の上の「番号」には何を記入すればよいですか | 基本的には記入の必要はありません。法人が文書を発出する際に文書番号を付番している場合は記入してください。 |
| ６ | 「　年　月　日　第　号により交付決定があった…」には何を記入すればよいですか | 法人から提出された交付申請ごとに交付決定通知書を送付していますので、交付決定通知書に記載された日付と番号を記入してください。  （例）令和４年３月１５日付け３障福第131130号により交付決定があった… |
| ７ | その他 | 「補助対象経費の内訳」をどのように区別してよいかわかりません | 消費税申告の詳細につきましては、税務署や税理士の方にご確認ください。 |
| ８ | 課税売上割合の小数点以下はどのように取り扱いますか | 小数点以下も四捨五入や切り捨てといった処理を行わずに計算してください。 |
| ９ | 返還金があるのですが、納付書はいつ頃送られてくる予定ですか | 県と国との補助金事務の関係で令和５年度末頃になる予定です。 |